

経済システムの変化と 人々の意思・行動—批判に答えて

岡 本 隆

I

筆者は、今から25年前に「高度産業国家の政策形成」(以下政策形成と略す)において賃金闘争のマクロ理論モデルを展開したのち、次のように論じたのであった。すなわち、資本主義経済体制のもとでは、労働者は賃金闘争によって彼らが全体として求めるものを得ることができない。彼らはそのことを度重なる闘争を通じて認識する。そこで彼らはその要求を政治を通じて実現させる方向に戦略を転換していく。その結果、先進資本主義諸国において市場経済を中心とする枠組みのなかに非市場的部分が拡大していく。具体的には、公的企業、社会保障、税制、マクロ政策、および社会的諸規制などの拡充などである。

(1) 経済全体の労働者あるいは給与生活者達が団結して貨幣賃金率の上昇を獲得するときそれがどのような結果を生じるかは、その経済が封鎖体系にあるかそれとも開放体系にあるかによって異なる。そしてまた政策当局(政府)がどのように対応するかによっても異なる。封鎖体系の下で貨幣賃金率が引き上げられるときには、労働者は実質賃金率の上昇を獲得することもありうるが、そのときには失業が増加するだろう。しかしもし政府がこの状態に対応して、ケインズ的な拡大政策を実施するなら、失業は増加しないが、物価が上昇し、実質賃金率は上昇しないだろう。これに対し、開放体系(固定為替相場制を前提して)のもとで貨幣賃金率が引き上げられるときには、政府の拡大策が国際収支その他の事情によって制約を受け、実質賃金率上昇、失業増加の結果を導く可能性が大きい。(岡本隆, 高度産業国家の政策形成, 三和書房, 1978。)

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

このようにして、それら諸国の多くは、資本主義国家から混合体制国家、あるいは福祉国家に変革される。それを推進するのは働く人々の主体的な行動である、と。

いま戦後の先進諸国の歴史を振り返ると、上記の論述に修正されるべき点があることは明らかである。1970年代半ば頃まで現実は大体において「政策形成」の推論を裏付けるものであった。しかしその後、時とともにその推論が実情にあわなくなりつつあるのである。第一次石油危機を契機とする世界的スタグフレーションそしてその後のグローバリゼーションの進行のなかで、企業間競争の激化、政府財政収支の悪化が進行し、福祉・平等化政策の見直しが声高に主張されるようになった。とくにわが国などでは、労働組合の組織率は傾向的に低下し、賃金闘争とくに全国的規模の闘争そのものが激減している。要するに、現状は、人々の主体的な意思・行動が体制変化の動因であることを論証するために賃金闘争理論モデルを援用しようとするものではなくなっているのである。

したがって、われわれは、今日体制変革の動因を推論するにあたり、意思・行動の主体を組織労働者に限定したモデルを設定するのではなく、その主体を社会を構成する大多数の人々に広げるべきであろう。そして彼らのどのような意思・行動が体制変化にどのように影響しているかについて、考察すべきであろう。今日では社会の人々は様々な組織（家庭、学校、会社、教会、政党、地域や業界の団体、さらにボランティア・グループなど）に重複して加入している。そしてその多くは、脱労働組合そして脱政治のマイ・ホーム主義者か会社人間である。このような状態にある彼らが、その意思や行動によってどのように体制を変化させているか、あるいは少なくとも体制変化に影響しているか、が考察されなければならない。とりわけ、近年先進諸国において進みつつあるいっそうの市場経済化のなかで社会の大多数の人々の意思・行動が体制変化にどのように関連しているか、について考察されなければならないだろう。

筆者は、「政策形成」を出版して21年後の1999年に日本評論社から「経済シス

テムの変化と人々の意思・行動——合理的経済システムを求めて——」（以下「経済システム」と略す⁽²⁾）を出版した。これは上述の「政策形成」出版後の時の推移、情勢の変化を受け、その内容を大きく書き改めたものである。したがってそれは、「政策形成」とは別個の著作ではあるが、部分的に旧著をそのまま引き継ぎ、またなによりも体制変化に人々の意思・行動がどのように関わっているかという筆者の長年のテーマを引き継いでいるという点において、旧著と一つのものである。

それが出版されてから4年が経過している。この間に筆者はこの拙著に対し何人かの方々から批判を受けることができた。それらは主に拙著のテーマである「合理的経済システムの発展」に関連するものであった。それらの諸批判は筆者にとり貴重であった。筆者はそれを受け、自らのテーマについてさらに考えることができた。そして機会を得て、その結果を発表することを願ってきた。本稿はそのような経緯から執筆されたものである。ここに拙著出版後4年を経たいま、その間に受けた批判について熟考し、いま筆者が拙著において提起したテーマについてどのように考えているか、それをここに記述したい。そうすることによって、筆者は、あらためて諸賢のご批判を願うものである。

II

「経済システム」において、筆者は冒頭に次のように述べた。「今世紀にこの地球上には社会主義・計画経済システムが生まれ、それはわずか数十年にして崩壊あるいは大きく変質した。また資本主義・市場経済システムもアメリカ型、日本型などの諸類型のそれぞれが相互に影響し合いながら変化・発展し、またしつつある。それぞれの経済システムおよびそのサブ・システムには惰性があり、変化に対して抵抗する。しかしそれら諸システムは人々の意思・行動をうけて変化・発展してきた。それは、人々が自然的・社会的諸環境によって制約

(2) 岡本隆、「経済システムの変化と人々の意思・行動」——合理的経済システムを求めて——日本評論社、1999。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判にちて

されながら、自覚的・計画的に行動してきたことの結果であった。

人々の意思・行動を制約するのは自然や社会環境だけではない。それは、人々自身が生み出した思想や時代精神によっても、また経済理論や学説によっても、制約され影響を受ける。経済思想や経済理論は、個人としての経済的行動だけでなく、企業の行動そして政府の行動——経済政策はその一例である——にも影響してきた。ゆえに本書では、マルクス、ケインズそして新古典派について、それらが、企業活動や経済政策のあり方にどのように関連してきたか、そしてその関連によって、計画経済システムや市場経済システムそしてその諸類型のあり方、そしてその変化・発展にどのように関連してきたか、について考察する。そしてさらに人々が環境内存在であり、それゆえに経済システムの発展が自然環境によって制約されるものであること、その認識から今日人々が環境共生的経済システムへの道を模索しつつあることにも言及する。本書は、それらの考察によって、経済システムの変化・発展が合理的なシステムを求める人々の意思・行動の結果であることを明らかにしようとするものである。

拙著、「経済システム」出版後4年たった今、拙著をあらためて読み直してみると、筆者は、拙著の論証および実証的裏付けが不十分であったことを見いださないわけにはいかないのであるが、同時に、次のことをある程度の裏付けをもって明らかにすることができたように思う。

人々が経済システムの変化に影響する方法と経路は多様である。がそれらには、その政治・経済体制が中央集権的・独裁的・計画経済的であるか分権的・民主的・市場経済的であるかによって大きな違いがある。

政治・経済体制が独裁的・計画経済的であるケースにおいては、市場組織を通じての人々の影響力は比較的小さい。また選挙制度を通じての人々の影響の経路も細く狭い。事実上は、党組織および行政組織の経路がより重要であり、これらの組織を通じて人々の意思が経済システムの変化にある程度は影響する。

しかしながら、その経路が不全であって、人々の意思がシステムの変化に僅

かにしか反映されえない場合には、人々（大衆）の政権に対する不満はマグマのように沈潜し、蓄積する。そしてその不満は、政治・経済システムの現状があまりにも多くの矛盾を抱え、それが人々の欲求・願望に應えられなくなったとき、特にそのことが情報化の進展などによって人々の目に明らかになったときなどに、爆発する。革命的な運動がおこり、それが広く全国土に波及する。それを契機として政治・経済システムは大きな犠牲（物価上昇、失業そして生活水準の低下）を伴いながら急激に変化するのである。（1980年代末から90年代初めにかけてのソ連そして一部の東欧諸国の場合がこれである）。これに対して、政権当事者が、人々の生活向上の願望を満たす方向に経済システムを地域的・漸進的に変革することにある程度成功している場合には、（毛沢東没後今日までの中国の場合がこれである）その経済システムの変化—計画経済制度から市場経済制度への移行—は比較的大きな犠牲を伴うことなく徐々に進行するだろう。

では政治・経済体制が民主的・市場経済的である場合はどうか？ 拙著では、アメリカおよび日本の場合を主な対象として、この場合についての理論的、歴史的そして実証的な研究を展開した。そこで述べたことは次のようなことであった。戦後先進諸国では程度の差はあるがケインズ理論が用いられ、マクロ政策によってそれら諸国の雇用は比較的安定し、経済の成長が続いた。しかし同時に政府部門の比重が大きくなり、巨大産業と政府の官僚システムによる経済過程への支配増大の傾向が見られた。拙著では、ガルブレイスの新産業国家論によって産・官支配体制について論じ、さらに国際石油資本による世界石油供給支配システムなどについて論証した。しかしながら、第四次中東戦争の勃発、アラブ産油国の民族意識の高まりを契機に石油危機が引き起こされ、それを契機として産・官官僚システムによる支配体制増大の傾向は転機を迎えた。世界的にインフレーションと不況が同時に進行し、その克服のためにヨーロッパ諸国を中心にネオ・コーポラティズムによる協調主義の成功する例が見られた。他方、英米においてはネオ・リベラリズムが台頭し、それが他国に波及し

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

た。そして世界的に経済のグローバル化が進展し、国際間の自由競争が激化した。さらに1990年代に入ってソ連型の社会主義システムが崩壊した後、世界の潮流は、アメリカを主導とするより徹底した市場経済主義の拡大へと向かいつつある。その潮流のなかで日本経済はバブルの生成と崩壊を経験し、その後の長期停滞のなかで日本型市場経済システムは転換を迫られている。

このような戦後から今日までの政治・経済の推移を検討することにより、筆者が見いだした一つのことは次のことであった。経済システムは、傾向的に人々の形式合理性、経済合理性そして技術合理性基準にもとづく意思・行動を反映して変化してきた。例えば、資本主義経済システムにおいてケインズ理論が政策として取り入れられたこと、それとともに官僚システムが発展し、政治・経済システムが混合経済システムへと変化してきたこと、これらのシステム変化は人々のシステム合理化を求める意思・行動の結果である。また、ソ連型の社会主義経済システムが崩壊したこと、そしてまたケインズ主義政策の有効性が低下しその問題点（財政赤字と官僚制のもたらす諸弊害）が認識されるにつれ、徹底した市場型システムが力を得つつあることもまた合理化を求める人々の意思・行動を反映するものであろう。しかしながら、その合理化の過程そしてその結果が彼らの価値観、倫理観からみて非合理的であると人々によって判断されるとき、人々はそのような変化に対して抵抗する。あるいは人々は実質合理的な基準にもとづいて行動する。官僚的支配システムに対する人々の自由を求めての抵抗、また逆に行きすぎた市場主義のもたらす非合理性、非人間化に対する人々の抵抗がその例である。その抵抗がまた経済システム変化の契機となりうるのであり、また事実そうであった。要するに、経済システムの変化は、より形式的・計算的・技術的に合理的なシステムを求める人々の意思・行動によって進められてきたが、その行き過ぎた（実質合理性基準からみても非合理性の）進行に対する抵抗もまたその変化の一契機であったということである。

最後に、拙著はわが国の人々が公害反対運動を通じて自然環境システムの悪化に抵抗しそのいっそうの悪化に歯止めをかけてきたことを明らかにした。そ

して現代のグローバル時代における NPO/NGO の活動とその連帯が経済システムさらには自然環境システムを人々の望む方向へと変化・発展する契機あるいは推進力となりうるものであること、その今後が期待されることを強調した。しかしこの点については詳しく論述することができなかった。

III

拙著「経済システム」は、出版後もいくつかの批判を受けることができた。ここにそれらを列挙し、それに対する筆者の反論を述べよう。（以下、批判部分はイタリック・太字で表記する。ここに貴重な批判を下された方々に対し、心より感謝したい。）

合理的経済システムとは何か、何でもってそれを判定するか。これがなければ変化は、起こるべくして起こったということ以上ではない。経済システムの実質的意味（もしくは課題）を明らかにして、それがより多く実現されるとき合理性が進んだと判断する以外にない。

換言すれば本論文で分析されている期間の最初と最後の間にどの程度合理性が進展したのか、その判定基準はなにか。

「合理的経済システムとは何か、何でもってそれを判定するか」について。

拙著では、合理的という言葉について、まずウェーバー自身の形式合理性および実質合理性についての解説を引用した後、ウェーバー研究者達の解説を参照し、それらおよび目的合理性、価値合理性の語義、およびそれらの相互関連について、述べている。拙著では、これらの語句がそれぞれの文脈によって使い分けされている。それは、ある場合にはウェーバーの言う形式合理的であり、他の場合には実質合理的であり、若干の場合には、経済合理性すなわち目的に対する手段の適合性を表す。そして拙著において合理性が進展したというとき、

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

それは、形式合理性および経済合理性の進展を意味する。すなわち恣意・感情よりは法規・手続きが重視され、経済的効率が重視され、諸価値の数量化・計算による評価が普及し、経済活動においてだけでなく生活面においても方法的合理化が進んできたことを意味するのである。

では合理的経済システムとは何か？ それは、上の意味における合理性がより進んだ段階にある経済システムのことを言うのである。であるからある経済システムが異時点間にどの程度合理性が進展したかの判定をするとすれば、上の諸基準、すなわち形式合理性、計算合理性、そして経済合理性などの諸基準によることになるであろう。

ウェーバーは、周知のとおり、その研究を原始未開時代から現代にいたる人類の長期の歴史を対象としたが、彼は、その期間を通じ、またとくに西洋近代以後、精神 (Ethos)としての合理化の進展してきたことを論証していると考えられている。⁽³⁾

たしかにウェーバー研究者の多くは、マックス・ウェーバーが「合理化テーゼ」あるいは「合理化史観」を歴史認識の枠組みとしていることを疑わない。しかしながら矢野善郎によれば、ウェーバー自身は「合理化」や「合理主義」については結論的には述べていない。その状態で筆を絶っているのである。したがってわれわれがウェーバーを解釈するにあたっては、この絶筆部分を補う創造的な解釈をすることが必要になる。その創造的解釈は人によって違うが、それらはウェーバー研究の時代区分によって、大きく四つに類型化されうるで

(3) アブラモフスキーによれば、「合理化過程はウェーバーにとっては、そこから世界史が構築されうるような、このような思弁的な進歩概念ではない。それは経験的に把握しうる一群の発展傾向であり、……一つの理想的整序概念である。……彼(ウェーバー)が客観的科学的認識を経験的に把握しうるものに限定したことは、『実証主義的』と解釈することができるであろう。しかし彼は、社会的進歩を実証的科学的によって一義的に認識することができると考えていない。……」 Günter Abramowski, *Das Geschichtsbild Max Webers*, Ernst Klett, 1966. S. 178. 松代和郎訳、マックス・ウェーバー入門、246頁。

(4)
あろう。

拙著はその考察の対象を社会主義経済システム成立以後今日にいたるまでに限定した。その期間はウェーバーに比べてきわめて短い。またその研究は数量化された十分な資料にもとづく実証研究であったとは言えない。筆者の方法論はウェーバーを継いでおり、実証的ではあるが、数量化された検証を重視するものではない。したがって拙著の研究からは、批判者の言うように、その期間にどの程度合理化が進化したかに答えることはできない。それに答えるには計量的研究が必要であるが、筆者にはそのような研究をする意図はない。

ところで拙著の副題は「合理的経済システムを求めて」である。ここでの「合理的」は、上述の「形式合理的」などの「合理化」を意味するとともに、「実質合理的」をも意味している。すなわち拙著の副題は、人々が「形式合理性」とともに「実質合理性」の基準にももついで行動し経済システムを変化させるということの意味している。ところで何が実質合理的であるかは、人の価値判断によっており、それは人によって異なる。⁽⁵⁾したがって社会の大多数の人々がどのような経済システムを実質合理的であるとするかもまた、その時代により国により異なる。比較期間が長期にわたればわたるほど、その違いは大きくなり、比較そのものを無意味にするだろう。したがってもしこの意味で合理性を理解するなら、ある経済システムが「期間の最初と最後の間にどの程度合理性が進化したのか」に答えることができないだけでなく、合理性が進化したかど

(4) 矢野善郎、「方法論的合理主義の可能性——『合理化史観』の呪縛を超えて」、橋本努、橋本直人、矢野善郎編、マックス・ヴェーバーの新世紀——変容する日本社会と認識の転回、未来社、2000、277-295頁。

(5) 実質合理性とはなにかについては、拙著でウェーバーの定義を引用したが、それは、「経済的指向をもった社会的行為による一定の人間集団（それが限られた範囲のものであれ）のそのときどきの財供給が、一定の価値評価の公準（それがどのような性質のものであれ）という観点から、そのような公準のもとで観察されて、行われているまた行われうる度合いのこと」をいう。Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr, 1972, S. 44. 富永健一訳「経済行為の社会学的基礎範疇」、尾高邦雄編「ウェーバー」中央公論社、1979年330頁。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

うかすら答えることにも問題があるだろう。

批判は、経済システムがより合理的なものに変化したかどうかの判定にあたっては、われわれは「経済システムの実質的意味（もしくは課題）を明らかにして、それがより多く実現されるとき合理性が進んだと判断する以外にない」とある。筆者は、経済システムの「実質的意味」がなにであり、「実質的課題」がなにであるかもまた客観的には明らかにはできないと考える。そのことは次のように説明しよう。

批判者の言うことに就いて、経済システムの実質的意味あるいは課題を明らかにすることを試みるとしよう。そのためにはわれわれはまず経済とはなにかを定義しなければならない。経済の定義については諸説があるが、もしわれわれがそれを「経済は物質的手段の調達である」と定義するなら、物質的手段の調達を合理的に行うことがその経済システムの本質あるいは課題であるということになりうるだろう。とすれば、次には合理的に調達することとはなにかが問われなければならない。もし合理的な調達が効率的な調達、すなわち最小の犠牲で最大の効果をあげる仕方で調達することを意味するなら、あるいは目的にたいする最適手段の選択を意味するなら、たとえば実質 GNP の値を計量し比較することによって、ある経済システムの実質的合理化が進んだかどうかを判定することができるかもしれない。

しかし GNP という尺度は多くの人々が認めるようにあまりにも不正確な尺度である。それは外部性を含んでいない。だからその値を正確なものに近づけるためには、それに goods を加え bads を減じることが必要になる。しかしなにが goods であり、また bads であるかの選定・測定は人によって異なる。ここに主観性の入り込む余地がある。だからわれわれがある経済システムの進展を経済の実質的意味から評価しようとしても、その経済システムが効用関数も倫理観も異なる人々から成り立っており、多数の人々の抱く効用関数と倫理観も時代とともに変化しているのであるから、われわれはだれからも認められような合理性についての実質的評価基準を得ることはできないだろう。

その上、われわれには、なにが経済の実質的意味であるかの解釈が人によって異なるという難問がある。したがってわれわれが経済システムの進展を評価する仕方は、形式合理性や計算合理性のように客観的に認識されうる評価基準によるか、あるいはある価値基準を設定してそれにもとづき実質合理性がすすんでいるかどうか判断するか、さらには社会の大多数の人々によって認容されうるような基準を設定しそれによって評価するほかないのではないだろうか？

経済問題の発生は、非合理性の存在を意味するが、その問題の解決は個別非合理性の除去もしくは軽減を意味するに過ぎず、全体の合理性の進展を必ずしも意味しない。かえって新たな個別的非合理性を生み出している可能性がある。歴史解釈としての弁証法が有益であるのはかかる事態に基礎を持っている。

つまり実践活動は、個別的非合理性にたいする人間の対応の連続であり、これを貫徹して合理性の前進が見られるという主張は、反証不能な形而上学的信仰に過ぎない。

この見解の前半部分「*経済問題の発生は……かえって新たな個別的非合理性を生み出している可能性がある。*」については、私はその指摘の妥当性を否定しない。例えば、国営企業が赤字を続けているという経済問題について考えると、その原因は形式合理性・計算合理性の価値基準から見て非合理的な経営のあり方によるのかもしれない。もしそうであれば、それを民営化することにより個別非合理性が軽減することもあるだろう。しかしながらその結果、国民経済全体としての形式合理化・計算合理化がむしろ低下することも起こりうる。たとえば民営化されたその企業が供給サービスを縮小し、あるいは倒産する場合には、社会的に必要なサービスの過少供給、あるいは失業者の増加という新たな個別的な非合理性を生みだす可能性があるからである。この例の示すように、形式合理性・計算合理性の基準から判断して非合理的な個別事態を同じ基準によって合理化しようとするのが全体の合理性を進展させるとは限らないの

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

である。もっとも、だからといって、つまりこのような例がありうるからと言って、個別非合理性の除去により全体の合理性が進展しないとは言えないのではないか？

さらにまた「実践活動は、個別的な非合理性にたいする人間の対応の連続であり、これを貫徹して合理性の前進が見られるという主張は、反証不能な形而上学的信仰に過ぎない」という批判は、私にはかなり無理な議論のように思えてならない。

歴史を振り返ると、われわれは、形式性において、計算性において、さらに技術水準において、より合理的であろうとする個々の実践活動が、それを通じて形式・計算・技術合理性を高めてきたことを認めることができる。すなわち経済システムがそれらの諸基準から評価して合理化されてきたことを認めることができるのである。これは信仰ではなく、事実として実証によって裏付けうることはないだろうか？

ヴェーバーの合理性について

目的合理的と価値合理的とは、ミクロの社会的行動の分類基準であり、社会組織の判定基準とはなり得ない。形式合理性と実質合理性は若干異なるが、しかし、これもシステムの判定基準となりうるものではない。実質合理性は定義上無数にありうるものであり、ヴェーバーの価値相対主義の限界を示すもの。

上記の見解を私は部分的には肯定したい。たしかに、ヴェーバーは方法論的には個人主義の立場に立っており、彼は形式合理性と実質合理性の概念を本来ミクロの社会的行動基準に用いているのである。しかしながら彼はこの概念を法や官僚制というシステムの評価基準にも用いている。さらに彼は音楽システムにおける形式合理性、企業組織における計算合理性の進展についても論じているのである。これに対し実質合理性については、それはたしかに定義上無数に存在しうる。もし現実もまたそのような状態であるのなら、批判者の言うよ

うに、それはシステムの判定基準とはなり得ない。しかしながら人々、すなわち社会の大多数の人々がある時点において自分が居住し・活動する経済システムを、各人の実質合理性基準にもとづいて評価するとき、その評価が無限に多様であるというのは現実にはありえないだろう。むしろ現実には各人の評価には共通性があり、その評価が集約されるのが通常ではないだろうか？とすれば、われわれはある時点において社会の大多数の人々が実質合理的であるとする行動基準を想定することができ、さらに進んでその基準にもとづいて人々がシステムを判定する基準というものを想定することができるだろう。そしてその基準に基づき人々が意思・行動するとき、それはシステムのある方向への変化に影響しうると言えるのではないだろうか？

共益的合理的とは何か。スミス思想は、共益的合理的ではないのか。合理的とは rational の翻訳であり、ratio はものごとの根拠を意味する。仮にこの根拠を利益とするならば、個人の利益と全体の利益に二分できるのではなく、例えば家族、地域社会、企業、国民社会、人類といった様々なレベルの利益が存在しうる。国民の利益は他の国民から見れば個別であり、この連鎖で真の共益合理的といえるのは人類に過ぎないが、これは今のところほとんど無意味である。

筆者は「スミス思想は共益的合理的」であるという見解には同意したい。筆者のいう共益合理的とは、自分だけでなく他人をもともに益するという意味で合理的、あるいは他人をも益するという目的に対して合理的であるということである。スミスによれば、人が「見えざる手に導かれて」、すなわち自利心にもとづいて、行動するとき、その行動は社会全体の益となる。この場合、自利心とはガリガリ亡者の利潤追求心ではない。取引当事者自身の心のなかに公正な第三者がいてその行動を見守っているのである。もし社会がそのような心を持った人々だけで成り立っているなら、社会は最小のルールのもとで、自利的

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に込めて

合理性とともに共益的合理性をも高めることができるだろう。しかしながら、現実には人々はスミスの想定するような道徳人ではない。そして人々が「家族、地域社会、企業、国民社会」さらには民族という集団を形成し、集団として行動する場合、その行動が共益的合理的であるという場合はむしろ少ない。現実にはかれらが自らの集団の利益のために他の集団の利益を犠牲にするという場合のほうがむしろ多いほどである。しかしそのような状態では人々はその行動によって互いに損をすることになる。そこで相互に利益を与えあう慣習・規制が作られ、また取引 (bargaining) が行われてきたのである。

しかしながらそれでも地球上にすむ「人類」全体が益しあうような行動、そのためのルール造りは現在のところはまだきわめて不十分な状態にある。批判者の指摘するように、共益合理性は全人類におよぶのでなければ真のものとは言えず、世界の現状はそれからほど遠い。しかしそうであってもそれを論じることが批判者の言うように「今のところほとんど無意味」であるとは私は思わない。大戦後全世界的に広がりつつある個人、企業、さらには国家間の協働、とくに拙著で述べたように、地球規模で広がりつつある NGO・NPO の活動などは——そのすべてがけっして利他的なものとは言えず、また多くの過ちが繰り返されてきたとしても——共益的合理性を進めるひとつのモメントであると思われる。私はそれは意味のあることである⁽⁶⁾と考える者である。

「形式合理的」、「実質合理的」あるいは「合理的」などの諸概念によって議論を組み立てることに問題は多い。それらを例えば「よい=good」に換えるほうがよいのではないか？

(6) センは、民主主義のもとでは、諸個人が討論 (discussion) することによって、彼らの自由な個人的選択が合理的な社会的選択になり、社会全体の利益が高められること、地球的規模の飢餓や環境など社会的諸問題の解決のために公的討議による価値形成が必要であることを論証している。Amartya Sen, *Rationality and Freedom*, Harvard University Press, 2002, pp. 261-299.

上記のコメント・示唆を、筆者は「そうかもしれない」と思う。もしそれらの諸概念を「よいこと＝goodness」に置き換え、さらに筆者に拙著を書き改める時間と能力があれば、あるいは上記のコメントを生かせるかもしれない。

筆者は長くケインズ理論とその政策の比較研究に従事してきた者であり、拙著「経済システム」もまたそれらに多くの頁をさいている。そしてその結論部分において、オ・ドンネルを引用して、「ケインズの究極の目標は、より高い善（goodness）の水準に意識的に向かう傾向をもつ倫理的に合理的な社会を発展させること」であつたと記している。⁽⁷⁾

ケインズは、主著「雇用、利子および貨幣の一般理論」出版後自説を要約した一論文を発表したが、⁽⁸⁾そこで彼は「一般理論」がそれ以前の理論と異なるのは次の点であると述べているのである。すなわち、不確実性のもとでは合理的な経済人（rational, economic men）の行動がマクロ的にはかならずしも経済を完全雇用には導かないのであり、ミクロ的に合理的な人間行動が市場経済では全体として合理的な「よい社会」を実現させようとは限らないということである。彼がその論証を通じて、市場経済の診断（diagnosis）から導き出した治療（cure）は、自由競争市場は効率的なシステムであるが、それはマクロ的な政策、とくに投資量の社会的な操作を必要とするものであるということであつた。このような政策によって彼はより高い合理性、したがって善へと向かう社会を実現しようと考へたのである。

しかしながら、彼がどのような社会をよいとしたのかは、時とともに変化している。彼がよいこと＝goodness」であるとするものは、ムーアの影響を色濃く受けた青年期には合理主義、主知主義に偏つたものであつた。彼は言う。人の人生における主な目的は愛、審美的な経験の創造と享受、そして知識の追求である、と。当時の彼の言う「よい社会」とはそのような人生における目的の

(7) 経済システム, 311頁。

(8) J. M. Keynes, "The General Theory of Employment," Quarterly Journal of Economics, Feb. 1937, pp. 209-223.

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

実現を可能にしうる社会であろう。⁽⁹⁾しかし彼は、壮年になって記した回想記において、次のように反省するのである。人の本性が合理性にあるとしそれだけに価値を認めるのは誤った人間理解であり、それは感情や判断を皮相的なものにする。不合理な人間性の感情のほとぼしりにも価値がありうるのである、⁽¹⁰⁾と。ケインズはまた「一般理論」において資本主義のダイナミズムが企業家の非合理的な血気 (animal spirit) から生まれるものであることに注目し、それを評価しているのである。このように彼の「よい」の概念は多義的であり、それは拙著「経済システム」における「実質合理的」の概念とはかなり違うものである。しかしながら、「実質合理的」の概念を例えばケインズの「よい」の概念に置き換え、拙著を書き改めることがあるいは可能かもしれない。

思うに、ケインズだけでなくこれまで多くの人々に影響してきた数多くの経済学者、社会学者達が求めてきたものもまた「よい社会」であった。彼らの求める「よい社会」とは、それぞれの時代精神 (Ethos) を反映するものであるが、その彼らの求める「よい社会」像がまた時代精神の一部となって社会の大多数の人々の意思・行動になんらかの影響をしてきたのであった。このことを論証・実証することは、もし時間と能力があれば、おそらく可能であろう。もしそうであれば、拙著のシェーマを「合理的」、「合理性」の概念でなく「よい」の概念に置き換え、そうすることによって現代における経済システムの変化・発展を論証することができるかもしれない。

しかしながら筆者に残された時間と能力は多くない。そのうえ筆者は、今も「合理性」概念によってシェーマを展開した拙著「経済システム」にはその存在理由があると考えており、筆者には拙著「経済システム」を全面的に書き換えることはおそらくできないと思われるのである。

(9) Keynes, "My Early Beliefs," in the *Collected Writings of J. M. Keynes*, X, MacMillan, 1972, pp. 436-437.

(10) *Op. cit.*, pp. 448-449.

IV

上述の諸批判が示すように、拙著に対する批判は「合理性の進展」に関する事柄に集中している。それは理由のないことではない。現代の経済システムにおける「合理性の進展」の傾向は、拙著の全体を通しての重要な仮説であるが、その「合理性進展」についての実証とくに数量的検証はおそらく不十分なものであろうからである。しかしながら、筆者は統計学あるいは計量経済学の専門家ではなく、合理性の進展を数量的・実証的に明らかにすることを主な目的として拙著を書いたのではなかった。

さらに拙著は「合理性進展」に関する論証についても不十分であったと思われるのであり、その論証に批判が集中したが、その理由には次のようなものがあるだろう。ひとつには筆者のウェーバー研究が不十分なことである。筆者は長く経済政策・経済システムの変化・発展の比較研究をしてきたが、これまでウェーバー研究には多くの時間をさいていない。筆者は、「経済システム」を書くにあたって、ウェーバー研究の専門家達に一般にみられるような厳密な言葉の解釈、慎重な方法論、詳細な学説の比較検討をしていない。したがってその論証はウェーバーの研究者からはおそらく粗雑のそしりを免れないであろう。またこれとは反対に、拙著は、ウェーバー批判者達からも批判されざるをえないだろう。なぜなら彼らはウェーバーの「合理化のテーゼ」そのものにもともと批判的であるからである。彼らがウェーバー的な「合理性進展」のテーゼによって立つ筆者の論述を受け入れることができないのは当然と言わなければならない。

上述のように、拙著「経済システム」は諸批判を受けざるをえないものであったが、それにもかかわらず若干の人々からは、きわめて好意的なコメントを受けることができた。それについてはここで述べることを控えたい。次に上述の諸批判に関連した問題点以外にも拙著「経済システム」にありうる諸問題点のうち2点を取り上げ検討しよう。その一つは拙著の次の図式・シェーマである。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

すなわち「形式合理性の進展にともなう事実上の非合理化、実質合理性の低下に対し、人々がこれに反対・抵抗し、行動する、それが経済システムの変化の契機となる」という拙著の図式である。

この図式のもとにあるのはウェーバーである。彼は実質合理性を形式合理性に対抗する原理であるとみているのである。ウェーバーは、「中間考察」において、次のように言う。貨幣は人間生活に存在する最も抽象的で非人格的(Unpersönlichste)なものである、それゆえ現代の合理的資本主義経済の世界は、その内在的な適法性に従えば従うほど、宗教的な兄弟愛の倫理に存在しうるその関係に近づけなくなる。すなわち合理的したがって非人格的になればなるほど、ますます近づけなくなるのである。……なぜなら形式合理性と実質合理性がここでは相争うからである。⁽¹¹⁾

ウェーバーは、官僚制を形式合理的支配形態の典型であるとし、民主主義を実質合理的基準によってこれに対抗するものであるとした。彼は言う。法の平等性は行政の形式合理的客観性(formale rationale Sachlichkeit)を要求する。しかし、ある個別の問題に時代精神(Ethos)が大衆を支配しているときには、具体的な個々の場合や人に合わせた実質的正義(materieller Gerechtigkeit)の公準が必然的に官僚行政の形式主義や客観主義と衝突する。とくに無産大衆には形式的な法の平等や計算可能な法適用・行政は役に立たない。彼らには当然に有産者に対抗しての経済的・社会的機会均等をはかる法や行政が必要であり、それら法や行政は公平性が形式ではなく内容において倫理的な性格を持つときにのみ機能することができる。いわゆる世論による行政への影響、すなわち大衆民主主義の条件のもとで、非合理的な感情から生まれ、党指導者や新聞によって企て指導された連帯的行動による影響は、司法や行政の合理的過程の大きな妨げとなる。……官僚制は形式合理主義が最も進展した支配形態であり、……民主主義それ自体は官僚化を避けることができず意図しないのでそれ

(11) Weber, Zwischenbetrachtung, Gesammelte Aufsätze zur Religiossoziologie I, J. C. B. Mohr, 1920, S. 544.

を促進せざるをえない。それにもかかわらず、あるいは多分そうであるがゆえに、民主主義は官僚制の支配に反対する。民主主義はある諸条件のもとで官僚制の形式に明白な介入をし、官僚制組織の障害となるのである⁽¹²⁾。

シュルプターの言うように、ウェーバーは、現代国家の発展した段階では形式合理性と実質合理性の弁証法が新しい枠組みに設定されるとする。すなわちその段階では適法支配が行われ、法・行政装置の自立性が高まっているが、そこに、実質合理性基準による倫理的命令、功利的プラグマティズム、あるいは政治的公理が入ってくるとする。ウェーバーはこれ（倫理的命令などが入ってくることを不可測性を高める退歩であるとみているようである⁽¹³⁾）。

官僚制の支配に対し民主主義が反対しあるいは介入すること、たしかにこれは形式合理性基準によるなら、退歩であると言われるべきだろう。しかしながら筆者はこれを、実質合理性基準によって、退歩ではなく前進とみる。そしてさらに筆者はウェーバーより離れて、人々が実質合理性基準にもとづいて行動することを経済システム変化の契機であるとする図式を提出しているのである。ここに至ると、筆者の論述がウェーバー学者からの支持を受けることは難しくなるだろう。

周知のように、ウェーバー没後、数え切れないほど多くのウェーバー研究がなされ、ウェーバーの遺産が継承・発展されている。ところが、筆者と同じ仕方でウェーバーを発展させ、あるいはウェーバーの一部を継承（借用？）した研究は、寡聞にして、きわめて数少ない⁽¹⁴⁾。理由はおそらくそれが正統派のウェーバー研究からあまりにも離れているからであると思われる。しかし離れることをあえて筆者はしたのである。なぜなら、筆者が拙著の内容の大部分を占める個々の理論・実証研究をまとめつつあったとき、筆者はそれらの諸研究を通し

(12) *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 565-567, S. 572.

(13) Wolfgang Schluchter, *Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus*, 1979, J. C. B. Mohr, S. 160-161.

(14) その数少ない一研究は、菅野正、*ウェーバーと近代化論*、恒星社厚生閣、1993、34-42頁。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に答えて

て重奏低音のように流れる上の図式を感じたからであり、これを提示することが拙著「経済システム」の一つの存在理由であると考えたからである。

拙著「経済システム」におけるもう一つの問題点もまた合理性に関するものである。筆者は、百々教授から合理性の進展に関してコメントを受け、拙著において次のように記述している。

「……百々も手紙において『計算合理性は進むかもしれませんが、価値合理性については大きな疑問をもっています』と述べる。筆者も、『計算合理性』については、近代以後人々の精神態度あるいは思考行動基準としてそのウェイトが増しており、今後もこの傾向が続くのではないかと推測するが、『価値合理性』については、それが増していくことはおそらくないとする。これに対し、ウェーバーの言う『実質合理性』については、『計算合理性』とともに、相争いながら、今後もそのウェイトを増していくのではないかと、このふたつの意味の合理化は今後も進むのではないかと考えるものである。⁽¹⁵⁾」

問題点は、上記文章中「ウェーバーの言う『実質合理性』については……今後もそのウェイトを増していくのではないかと、このふたつの意味の合理化は今後も進むのではないかと述べている部分である。筆者は形式合理性については、おそらく今後もそのウェイトを増していこうと考える。またそこには述べていないが、計算合理性、経済合理性もまた同じであろうと思う者である。ところが「実質合理性」については、同じように考えることには問題があるかもしれない。なぜならなにをもって「実質合理的」とするかの判断は、各人の主観（価値観）によるほかなく、それは人によって異なりうる。その基準が客観的不変妥当性をもつものでないことは言うまでもなく、したがってその基準でもって異時点間の客観的な比較はできないからである。

しかしながら筆者はそれにもかかわらず近代に入って「形式合理性」「計算合理性」だけでなく「実質合理性」もまた重要性を増してきたし、今後もおそら

(15) 経済システム、8頁。

くこの傾向が続くのではないかと推測している。つまり、「形式合理性」「実質合理性」はともに相争いながら、進んでいくだろうと見るのである。

さてその根拠である。現代に入って、政治システム・経済システムの合理化（形式合理化）が進んできた。（これは人々の意思・行動の一結果である。）そしてその進行と平行して官僚制システムの支配力増大の傾向がみられた。（これは人々のかならずしも望まない一結果である。）そしてそれらの進行と平行して、あるいは少し遅れて、人々の意思・行動がかつてに比べシステムの変化・発展に影響する程度が増してきている。（その主原因は民主化と市場化の進展である。その進展は情報公開化もあって人々の政治・経済システムの変化に対する影響力を増しつつある。）すなわち社会の多数をしめる人々がその価値観にもとづき実質的に合理的と判断する経済システムを求め、システム変化に影響する力が増してきているのである。この傾向はおそらく今後も続くであろう。もしそうであれば、この意味において、実質合理性は形式合理性とともに、価値基準そしてまた行動基準として、「相争いながら、今後もそのウェイトを増していくのではないか」という拙著の記述はおそらく妥当するであろう。

しかしながら、この筆者の現代の政治・経済システムに対する信頼、そしてそれに基づく将来の見通しに対しては、楽観的に過ぎるとの批判があって当然であろう。ウェーバー自身は悲観的であった。彼は「形式合理性」、「計算合理性」の進展は避けることができず、人々は「鉄の檻」にかこまれざるを得ないと⁽¹⁶⁾考えた。つまり「形式合理性」「計算合理性」の進展は必然的に人々を閉塞状況におくと考えたのである。しかしながらウェーバーにおいても、そのような閉塞状況のもとに置かれることになった人々は、「専門人」である。「専門人」は「隷従の殻」を突き破る「活動の自由」を求め、「責任倫理」に従いうる存在である。ウェーバーは、彼自身「合理化された世界を承認することによって生

(16) Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in Gesammelt Aufsatz, 1920, S. 203. 梶山力・大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」岩波書店, 1962, 下巻, 246頁。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に込めて

じる矛盾を、これと対抗する自己責任の自由への努力によってたえず克服しつづけ]ようとしたのであった。⁽¹⁷⁾またウェーバーの研究者山之内もまたこのウェーバーの立場を受け継いでいる。彼は、合理化の進展が伴う現代の悲劇性を直視し、人種間摩擦、環境問題、教育問題などの現代の諸困難に対し、「忍苦者」の「連帯」を説いているのである。⁽¹⁸⁾ここにわれわれはむしろ一筋の光明を見いだすことができるように思う。今日、未来はあまりにも不確定(uncertain)であり、科学的な分析によって未来が明るい方向に向かうのか暗い方向に向かうのかを確信をもって予測することはできない。しかしこのような状況にあってこそ筆者は楽観的な道筋を予測することが可能であると思う。それは「責任倫理」と「連帯」が道を拓くことになると思うからである。

V

「経済システム」において筆者が論証することを目ざしたのは、経済システムの変化に、より合理的なシステムを求める人々の意思・行動が大きく関与しているということであった。ここに人々と言うとき、それは経済・社会を構成する大多数の人々を意味する。たしかに、歴史を振り返ると、現実には社会の権力者が社会の大多数の構成員(民衆)の意思・行動を抑圧する場合が多かった。経済システムは権力者の意向に反する方向には変化することが困難であった。経済・社会の歴史を通じて、そのような状態がむしろ常であったと言うべきかも知れない。しかしながらいかに強大な権力に支えられた支配体制も、人民の多数の望まない状態をいつまでも維持することはできない。それは長期的にはある程度人民の願望を反映したものに变化せざるをえなかった。その傾向は近代、さらに現代にいたってかつてに比べ増大していると思われるのである。

(17) Karl Löwith, Max Weber und Karl Marx, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 67, 1932, S. 30-37. 柴田治三郎・脇圭平・安藤英治訳, ウェーバーとマルクス, 未来社, 60-72頁。

(18) 山之内靖, マックス・ウェーバー入門, 岩波書店, 1997, 230-232頁。

もつとも、その働きかけの結果である経済システムが、人々の多数が本来望んでいたものであったとは必ずしも言えない。歴史的には、むしろ結果が人々の意思に反するものであったという場合も少なくない。例えば、ウェーバーが論証したプロテスタンティズムと資本主義の事例の場合、実現した資本主義経済システムがプロテスタントの本来望んでいたものであったとは言えないのである。これがウェーバーが導き出した一帰結であった。しかしながら、その変化したシステムが彼らの本来求めるものでなかった場合にもその変化は人々の意思・行動の結果であり、彼らはその結果を受けとるほかない。つまり彼らはその行動に対し責任を負わないわけにはいかないのである。そこで彼らは再び経済システムがより合理的なものに変化することを望み、そのために行動する。彼らは意思をもちまた行動せざるをえない。彼らは社会的環境、自然的環境によって制約されながらも、それらによって生かされ、またそれらに対して働きかけざるをえない。そのことによって経済システムは変化・発展してきた。そして今後もおそらくそうであろう。

拙著「経済システム」は、経済システムあるいはサブ・システムが、現代の歴史を通じて、傾向的にはシステムの合理化を求める人々の意思・行動を反映し、またそれらを一契機として、変化してきたことを明らかにしようとするものである。それは未だ不十分、未完成のものであり、意図した成果を挙げるまでには達していない。それにもかかわらず、もし拙著がその論証によって経済システムの変化と合理性を求める人々の意思・行動との間に関連性があることを示すことにある程度成功しているとするれば、それでもってよしとすべきであろう。それは今後の研究の進展に一つの手がかりとなりうるかもしれないのであり、筆者は、経済システムの変化と人々の意思・行動に関する研究が今後優れた研究者達によって次々となされることを願いつつ、ペンをおくことができるからである。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

(付記)

本年(2003年2月)になって「世論(人々の意思)とシステム変革」というテーマに関し注目すべき一研究が出版された。それは、戸矢哲朗「金融ビッグバンの政治経済学」である。⁽¹⁹⁾この本は著者のスタンフォード大学学位論文の邦訳であるが、著者はその邦訳が世に出る前に急逝している。以下に、このような優れた実証研究が今後も次々と出ることを願って、その著書の概要を付記しよう。

20世紀末に日本で金融ビッグバン、すなわち金融制度全般にわたる急激な変革が行われた。それは、自民党の一部若手改革派および大蔵省の一部の人々によって推進され、首相によって決定された。それは法律となって国会を通過するまでに、自民党政調会そして金融審議会によって審議され承認されている。しかしその審議の内実は首相の決定を追認するという形ばかりのものに過ぎなかった。そのような政策決定のあり方は、従来までの慣行である利益集団の利害を調整して決定にいたるという方式、「仕切られた多元主義」の枠をはみでるものであった。ではなぜそのようなことが可能であったのか? それは、利害関係者がそれぞれの組織維持のために、国民・有権者多数の意思を政策に反映させることが必要であると判断したからである。

ここで注意したいことは、このことは、必ずしも国民・有権者の多数が金融ビッグバンの実現を望んでいたということの意味するのではないということである。世論調査によれば、国民の多数は金融ビッグバンとはなにであるかをよく知ってはいなかった。しかし彼らは、それまでの政府・与党、官僚そして金融機関のありかた(performance)に不満をもっていた。そして政治・経済システムの現状に不満を持っていた。そしてそのような現状を打破すべくかなり徹底的な改革実施を望んでいた。首相そして与党の改革派は、その望みに応える

(19) Tetsuro Toya, The Political Economy of the Japanese Financial Big Bang, Stanford University Dissertation, 2000, 青木昌彦・戸矢里依奈訳, 金融ビッグバンの政治経済学, 東洋経済新報社, 2003。

ことが政権の存続に必要であると判断したのである。そしてその判断に対し、利害関係者である政府与党、大蔵省、そして金融業界は、それぞれが当時強く反対できない事情を抱えていた。これが金融ビッグバンが実現した原因なのである。多谷によれば、その諸事情とは、次のようなものである。

与党の中心、自民党については、1993年にそれまでの51年体制が崩壊し、党は政権の座から降りた。代わって細川連立政権が発足し、自民党はその間に在野の苦渋と悲哀を味わった。しかし自民党は細川政権を短期のうちに崩壊させ、社会党と連立して村山氏を首相に擁立し与党に戻ることができた。このような過程を経たのち村山退陣後、橋本自民党総裁を首班とする内閣が実現したのであった。しかしながらそれはいぜんとして連立内閣であり、自民党はもはやかつてのように自民党単独政権の永続を期待できる状態にはなかった。そのような不安定な状況にあって、自民党にとって最大の目標は政権を今後も維持することであった。そしてそのためには民意を反映する政策を実施し、選挙に勝たねばならなかったのである。では民意を反映する政策とはなにか？ それは、当時民衆が最も望んでいると思われること、すなわち当時の政治経済の停滞状況から脱出すべく、隘路を打開すること、そのために政治、行政を改革することであった。

国民は、利害集団による密室中の政策決定のあり方に強い拒否反応を示していた。その原因は、1991年にバブルが崩壊した後、経済の停滞が続いたこと、それには政策の失敗もかかわっていたこと、そしてその停滞状況のもとで政治、行政、さらに金融機関におけるさまざまなスキャンダルが表面化したことである。国民の多数は、そのような諸問題が生じてきたのは、政治経済の情報化、および国際化・グローバル化が急速に進みつつある状況に、もはや密室談合・利害調整型の「護送船団方式」が適切に対応できないからであると感じていた。国民の多数は、金融ビッグバンとはなにかについてはあまり知らなかったし、それに対してとくに関心ももっていなかったが、政府に対し従来型のあり方を思い切って改革してほしいと望んでいた。その望みに応じることが民意を反映

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に答えて

する政策であり政権維持に必要であることを、自民党は理解しないわけにはいかなかったのである。

他方、大蔵省についてはどうか？大蔵省内部では主計局・銀行局など主流派は「仕切られた多元主義」を支える立場にあり、本来ビッグバン実施には消極的であった。他方、国際金融局や証券局などは金融ビッグバンに積極的であった。ビッグバン計画は当初これら非主流派部局の幹部によって支えられたのである。では、大蔵省主流派はなぜビッグバン構想への積極的な反対をしなかったのか？それは大和銀行事件や「住専」処理の失敗、さらに銀行との癒着を表徴する刑事事件などが主計局や銀行局の幹部間に起こり、大蔵省が世論の批判にさらされていたからである。このような事情もあって、ビッグバン計画が首相のもとで正式な政策として推進されてから後、大蔵省は法案の成分化にあたって目立った動きをしていない。ビッグバンの実施が公益、すなわち国民全体に利益をもたらすものであるかどうかはともかく、それが国民の多数が望んでいる現状打破、システム改革の一環であったのであり、その実施を政権が決定した以上、当時事実上謹慎中の状態にあった大蔵省はその決定に従って行動するほかなかったのである。

金融業界もまた同様である。金融業界は、都市銀行、地方銀行、長信銀、証券、保険などから成り立っており、これら各サブ業界の利害は同じではない。ビッグバンの実施は業務のグローバル化の推進を重視する有力都銀には歓迎すべきことであるが、内国業務重視型の都銀、地銀そして保険業界には望ましく

(20) 「住専」の処理については、農林系金融機関に限り6,850億円の公的資金の注入が決められた。ところがその決定以前に大蔵省と農林省の幹部が密かに農林系については救済をする取り決めをしていたのであり、そのことが表面化した。世論は、大蔵・農林両省幹部による国民を無視した密室内取り決めに批判し、住専救済に公的資金を注入することを一斉に攻撃した。これにより、その後長く不良債権に公的資金を投入して処理を促進するという政策に政府・官僚は消極的になり、その処理が遅れてしまったのである。(馬淵勝, 大蔵省はなぜ追いつめられたのか, 中央公論社, 1997, 9-24頁。)

ないことであつたと思われる。事実保険業界からは反対論が出ていた。しかしながらこの反対の声は大きくはなかつた。その理由は、これら業界のそれぞれが、不良債権処理や積み立て金不足などの難問を抱えており、世論を敵にすることができなかつたからである。すなわち、銀行業界については、すでに巨額の公的資金が投入されており、保険業界については将来予定利率の切り下げもありうる状態にあつた。これら金融業界に対する世論は厳しい。そのような状況下にあつた当事者が、情報化、グローバル化の世界的潮流のなかで、個別利害を掲げ時代に逆行するかに見えるビッグバン反対の声を上げることは難しい。彼らはそれぞれビッグバンを受け入れ、それに対応せざるをえなかつたのである。

それまでそして今もわが国の政策は「仕切られた多元主義」の枠を大きくはみ出して決定されることはまれであつた。それがビッグバンの場合、枠を大きく離脱することができた。そしてその結果、わが国の金融システムが大きく変化することになつたのである。そのようなことが可能になつた理由は、なによりも世界的なグローバリズムと規制緩和・撤廃の潮流の中でわが国の経済が停滞をつづけており、有権者多数はそのような状態を打破することを政府に期待していた、この有権者の期待があつたということである。この期待が政策形成に大きく影響したということがそれ以前のあり方とは違つている。これまで政策の多くは諸利益集団のそれぞれの利害を調整しながら決定されてきたのであり、たとえある政策の実現が有権者多数にとって望ましいものであつたとしても、それが短期間に政策として実現するケースは多くはなかつた。その理由は、利益集団の利害の調整がそれを妨げてきたからである。ビッグバンの場合にも、政策決定に関与する利益集団、政党、官僚組織、業界、それぞれの中にこれの実現を不利益であるとするグループがあつた。それにもかかわらず彼らから有力な反対は出てこなかつた。多谷によると、その理由の根本的なものは、それぞれの利益集団にその組織を維持・存続させるという目的があり、その目的のために、彼らは世論の尊重を優先させざるをえなかつたのである。

経済システムの変化と人々の意思・行動—批判に就いて

多谷の分析は、民衆主義政治体制下にある国家では、人々（公衆）の意思がある条件のもとでは、経済システムの一部門の変化にかなりの程度反映しうるということを示している。その反映によって「仕切られた多元主義」の枠が崩壊することはないにしても、それは従来型の政策形成方式を弱体化し、変質させるものである。わが国のビッグバンの場合、人々が政府に求めたものは要するに経済の変革であり、従来型のシステムの変換であった。政策形成者はシステムの変革を人々の多数が求めていると判断し、その求めに応えるべくビッグバン実施に踏み切ったのであった。

橋本政権は、このビッグバン以外にもいくつかの改革政策を掲げ、それを部分的に実行したのであった。しかし自民党は次の参議院選挙で議席数を大きく減らした。その結果、首相はその責任をとって辞任せざるをえなかった。選挙敗北の原因は、主に1997後半から始まった急速な景気悪化である。ビッグバンがその景気悪化に影響した程度ははっきりしないが、おそらく首相主導の緊縮型の行財政改革の実施がゆるやかな上昇基調にあった景気を反転させたものと思われる。そのために、政権は有権者の支持を失ったのであった。

要するに、民主主義政治体制のもとでは、人々・有権者は選挙を通じて政策形成者にその意思を表すことができる。そのことを通じてシステムの変化に影響することができる。人々は、ある状況のもとでは政権担当者が有権者の意思であると判断する政策を実施することを通じて、システム変化に影響しうるのである。わが国におけるビッグバンの実施はそのことを示す一例であろう。